

教材における正誤のお知らせ

このたび「過去問集・民法」につきまして、下記の正誤が発見されました。受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。お手数ではございますが、ご修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

	誤	正
P. 429 問題 198 解答番号	正解 3	正解 3 および 5
P. 429 問題 198 肢 5 解説	5 ○ 寄与分の主張については 期間の制限は定められていません 。一方、～	5 × 寄与分の主張については 原則として、相続開始の時から 10 年を経過する遺産分割ではできません（904 条の 3 本文） 。一方～

以 上